

## ザンビア矯正局における更生・拡大サービス

ンガンドウ・シャンドモ\*

### 1 はじめに

ザンビア矯正局は、ザンビアの法律「2021年ザンビア矯正法」の第37章に準拠している<sup>1</sup>。この法律は、2016年1月5日に局の名称がザンビア刑務所局からザンビア矯正局に変更された後、2016年から見直しが行われた。共和国憲法第193条により<sup>2</sup>、本局は全国の全ての刑務所と矯正施設を管理することを義務付けられている。本局のミッションステートメントは、「公共の安全を促進し、国の社会経済発展に貢献するために、人道的な拘束と質の高い矯正サービスを提供すること」である。

これは、矯正局が、社会に戻る受刑者の積極的な社会復帰を目的としたプログラムやプロジェクトを促進し、全国の矯正施設や刑務所に収容されている受刑者及び少年の再犯率の低下に努めるものであることを意味する。本稿は、受刑者への更生・拡大サービスの提供を通じて、ザンビアにおいて釈放された受刑者の積極的な社会復帰を促進するためにザンビア矯正局が実施しているプログラムとプロジェクトに焦点を当てることを目的としている。

### 2 ザンビア矯正局における更生支援

ザンビア矯正局は、受刑者が矯正施設や刑務所から釈放される前に教育と処遇プログラムを提供することで、社会復帰を促進している。提供される教育は、識字教育、初等教育、中等教育、高等教育に及ぶ。この教育プログラムでは、受刑者は基本的な読み書き、算数、技術を学ぶ。高等教育レベルでは、受刑者はザンビアの高等教育機関や大学で、修了証書、卒業証書、学位プログラムの取得を選択することができる。このサービスは、受刑者がこの必要な教育を受けられるよう支援するために、善意の支援者と提携している。

処遇プログラムは入所及びアセスメント後すぐに利用可能である。これには、受刑者が犯した犯罪に沿った心理的ニーズに対処するのに役立つカウンセリング、セラピー、課外活動が含まれる。資格のある心理学者がこのサービスの提供にあたる。

農業は全国で行われている主要な経済活動の一つである。矯正局は、ビジネススキル

\* 副総監、ザンビア矯正局矯正官

<sup>1</sup> 2021年ザンビア矯正局法

<sup>2</sup> 2016年ザンビア憲法

と基本的な生活手段の両面から、一般的な農業プログラムを提供している。このプログラムは釈放された受刑者に対し、雇用と食料を提供する。

さらに、矯正局は最近、受刑者のための技能訓練プログラムやプロジェクトにも力を入れている。職業に直結するこうした技能訓練プログラムは、ザンビアの技術教育、職業・起業訓練（TEVET）システムの下で提供されるもので、大工や木工作业、起業家の養成、自動車整備、電力・電気、視覚芸術、陶芸、裁縫やデザイン技術、その他多数の技能に及ぶ。技能訓練プログラムは、受刑者が矯正施設から出た後に有意義な収入源を得るために必要な技能の習得に積極的に貢献している。

こうした業務とともに、釈放される受刑者の更生・拡大サービスに従事する職員の能力構築プログラムでは、犯罪者の適切な管理、拘禁されている個人の権利の尊重、拘禁されている人々のための最低基準規則の実施について訓練を受ける<sup>3</sup>。これにより、矯正局が推進する多くの社会復帰及び処遇のプログラム及びサービスを受刑者が享受できる友好的な環境とプラットフォームが作り出されている。

### 3 拡大サービス

前向きな社会復帰を最大化するために、本局は、収容中に技能を取得した受刑者の雇用の支援、受刑者への継続的な医療提供の促進、そして特に教育及び技能プログラムを完了する前に釈放された受刑者に対する教育サービスの継続を任務とする拡大サービスの理事会を設置した。

拡大サービスは、加害者と被害者の和解も支援する。これは、各矯正施設に配置された特別に訓練された職員を通じて行われる。これらの職員は、受刑者に再犯の可能性を減らすのに役立つ基本的な意見や利害等の対立や衝突（コンフリクト）に対処するスキルを身につけさせることを目的とした平和クラブを運営している。彼らはまた、被害者と加害者の和解プログラムも実施している。これは、釈放された受刑者が一般市民から敵意を向けられることなく働き、交流することができる友好的な環境を促進する。

また、拡大サービスは、政府の支援を通じて、受刑者の収入を得るための活動を立ち上げるための起業支援も提供している。この支援は、徹底的な評価の後、拡大サービスの担当職員からの推薦に応じて、資金又は道具や設備を提供するものである。釈放された受刑者は、地域社会のメンバーを含む協同グループの設立も支援される。それらのグループは、彼らの収入創出活動に資金を提供する地域開発基金（CDF）を利用できる。

拡大サービスを通じて提供されるもう一つのプログラムは、強制アフターケア命令（CACO）である。これは、刑期を満了したが、依然として犯罪のリスクがあると判断された受刑者を引き続き監督するためのものである。この法律<sup>4</sup>は、そのような受刑者の釈放に際して条件を付し、その条件を守らなければ再び身柄を拘束することができる

<sup>3</sup> 2016年1月8日の国連総会、国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）

<sup>4</sup> 2021年ザンビア矯正局法

旨を定めている。これは、通常、服役後に何度も再犯を繰り返している受刑者に適用される。

最近では、釈放された受刑者の社会復帰を促進するために、教育的な情報を地域社会と共有する地域啓発活動や、意識向上プログラムが利用されている。これは、ザンビア矯正演劇芸術クラブによる、巡回興行、演劇や文化活動、テレビ番組、長編映画を通じて行われている。その他の啓発活動は、広報室を通じて、ソーシャルメディアやプレスなどの様々なメディア・プラットフォームを利用して行われている。

#### 4 課題

これらの社会復帰プログラムの実現と実施には多くの課題が伴う。第一に、受刑者に対する社会の態度を変えることは今なお困難である。元受刑者に対する否定的な態度は、釈放されたほとんどの受刑者に対して拒絶、差別、隔離をもたらし続けていることが確認されている。その結果、彼らは仕事を得ることも、ビジネスを維持することも、健全な社会関係を確立することもできないために、再犯の可能性が高まっている。

第二に、受刑者の社会復帰において矯正局と提携する組織が不足している。その結果、出所者の監視及び監督が不十分となっている。それは、受刑者の社会復帰を成功させるために、矯正局の拡大サービス担当職員が多くの役割を果たさなければならないことにつながり、サービスの質が損なわれている。

さらに、元受刑者の中には、遠隔地や矯正施設のない町に住んでいる者もいる。このため、定期的に彼らと連絡を取り、彼らの社会復帰を一貫して監視することに困難が生じている。

#### 5 結びと提言

刑務所から矯正へのパラダイムシフトは、受刑中及び受刑後の犯罪者の処遇に前向きな進展をもたらした。技能訓練、教育、健康管理、拡大サービスの実施は、いくつかの課題がまだ存在するものの、元受刑者に持続可能な方法で社会復帰する機会を与えている。

現在直面している課題を克服するためには、特に遠隔地では、受刑者の追跡と監視を支援するために、地方議会や伝統的な指導者などの地方（特に遠隔地）の権威者と協力することが推奨される。さらに、宗教団体や非政府組織と協力して、元受刑者に対する差別を解消し、彼らのための支援システムを構築するために地域社会に働きかけることも勧める。